

○学校法人国士館内部公益通報等に関する規程

平成21年1月28日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人国士館（以下「法人」という。）の業務に関し、法令、法人寄附行為及びその他の諸規定に違反する行為又はそのおそれのある行為（以下「法令違反行為」という。）に対する法人の役員（評議員を含む）及び教職員（以下「役職員」という。）からの通報・相談（以下「公益通報等」という。）を適切に処理するために必要な事項を定め、公益通報等を行う者（以下、「公益通報者」という。）の保護を図るとともに、違反行為の早期発見及び是正を図り、もって法人の健全な経営、教育研究体制の維持発展に資すること及びコンプライアンス体制の強化を目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「コンプライアンス」とは、役職員が確固たる倫理観をもって業務を遂行する組織風土を高めて適正かつ公正に法人の業務を遂行するため、法令及び法人の寄附行為その他の諸規定を遵守することをいう。
- (2) 「コンプライアンス違反」とは、役職員による法令及び法人の寄附行為その他の諸規定に違反する行為又はそのおそれがある行為をいう。
- (3) 「内部通報」とは、コンプライアンス違反を、第4条に定める法人の窓口に通報し、又は相談することをいう。
- (4) 「通報対応業務」とは、内部通報を受け付け、コンプライアンス違反の調査をし、是正に必要な措置をとる等の業務をいう。

(理事長の責務)

第3条 理事長は、法人の内部通報体制を統括、整備し、継続的な評価・改善を行うことにより、コンプライアンス違反の防止に努めなければならない。

(通報受付窓口)

第4条 公益通報等を受付ける窓口を監査室に置く。

(公益通報者)

第5条 この規程において公益通報者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 法人と雇用関係のある全ての教職員及び学生、法人が契約する派遣及び業務委託の労働者
- (2) 法人の役員（評議員を含む。）

(3) 前各号の退職者（退職後1年以内）

（公益通報等の方法）

第6条 公益通報等は、電子メール、電話、FAX、書面又は面談の方法によって行うことができる。

2 公益通報者は、公益通報等を行う場合に、通報本人を特定する情報を秘匿することができる。

（不正目的通報の禁止）

第7条 公益通報者は、不正の利益を得る目的、法人又は第三者に損害を加える目的その他誹謗中傷等の目的をもって公益通報等を行ってはならない。

（別に定めがあるコンプライアンス違反通報との関係）

第8条 ハラスメント行為、個人情報漏洩、公的研究費の不正使用や不正な研究活動その他役職員のコンプライアンス違反の相談及び通報に関し、法人の他の規程に定められているものは、当該規程に則って対応するものとする。

（公益通報等への対応）

第9条 監査室は、公益通報者から公益通報等があった場合は、その内容に応じて、迅速かつ適切に対応しなければならない。

（調査の実施）

第10条 監査室は、法令違反行為として通報された事実について、書類調査、実地調査、報告及び説明の聴取その他の適切な方法により調査を行う。

2 監査室は、調査対象部署の責任者及び対象者に対し、調査の実施のために必要な帳票及び資料の提出を求めることができる。

3 調査対象部署の責任者及び対象者は、前項の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

4 監査室長又は監査課長は、事実関係の調査にあたっては調査チームを設置することができる。

5 監査室は、公益通報等の取扱い及び調査の実施にあたって高度の専門性を要すると判断した場合は、外部に意見を求めることができる。

（遵守事項等）

第11条 監査室長又は監査課長及び調査担当者（以下「調査員」という。）は、その職務の遂行にあたって、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 公益通報者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。

- (2) 調査対象部署並びに調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。
- (3) 常に公平不偏の態度を保持し、事実に基づいた調査を実施すること。
- (4) 公益通報等を行った役職員個人を特定する情報について、本人の同意がある場合を除き、その秘密を保持すること。
- (5) 個人情報の保護に努め、職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏らさないこと。

2 調査員は、自らが関係する公益通報等の事案の処理に関与してはならない。

3 調査員は、その職を離れた場合であっても、第1項第4号及び第5号に定める事項を遵守しなければならない。

(受付及び報告)

第12条 監査室長又は監査課長は、公益通報等を受けたときは、個人情報の保護に配慮し、その重要性を勘案しながら、その状況と調査結果を理事長及び監事に適時報告しなければならない。

(是正措置等)

第13条 理事長は、法令違反行為が確認された場合は、遅滞なく、その是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

2 理事長は、事案の内容に応じ必要と判断した場合には、関係行政機関へ報告をするものとする。

3 監査室長又は監査課長は、前項の措置が講じられた場合には、当該措置に係る法令違反行為に関する通報を行った公益通報者に対し、その措置の内容を通知しなければならない。ただし、公益通報者の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

4 理事長は、法令違反行為には至らないがそのまま継続すると法令違反を招くおそれのある場合には、当該役職員に対し注意を行うことができる。

(公益通報者の保護)

第14条 法人は、公益通報者が公益通報等を行ったことを理由として、公益通報者に対し、解雇その他の懲戒処分若しくは損害賠償請求等のいかなる不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、公益通報者が不正の目的をもって公益通報等を行った場合は、この限りでない。

2 法人は、公益通報者が公益通報等を行ったことを理由として、公益通報者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講じなければならない。

3 理事長は、公益通報者に対して不利益な取扱い、嫌がらせ等を行った者(通報者の上司、同僚等を含む。)がいた場合には、関連規則に従って懲戒を行うことができる。

(事後確認)

第15条 監査室は、是正措置を行った後、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。

- (1) 法令違反行為の再発又はおそれがないこと。
- (2) 是正措置及び再発防止措置等が機能していること。
- (3) 公益通報者に対する不利益な取扱いがないこと。
- (4) 内部通報処理の手續等に問題がないこと。

(軽減措置)

第16条 理事長は、法令違反行為に関与していた役職員が、監査室がその調査を開始する前に、自ら公益通報等を行った場合は、当該役職員の処分を免除、又はその程度を軽減することができる。

(広報・研修)

第17条 監査室は、公益通報等の仕組み並びに法令遵守の重要性について、広報、研修及び説明会等を立案して、役職員に対し十分な周知徹底に努めなければならない。

(記録の保管等)

第18条 監査室は、公益通報等に係る記録を作成し、その他関連資料を公益通報者の秘密保持に配慮して、国士館文書取扱規程及び学校法人国士館個人情報保護規程の趣旨に則り、適切な方法で管理しなければならない。

- 2 監査室は、適宜、内部通報体制の定期的な評価・点検を実施し、必要に応じて改善を行う。
- 3 監査室は、内部通報窓口寄せられた内部通報に関する運用実績の概要を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉又はプライバシー等の保護に支障がない範囲において役職員に報告するものとする。

(事務)

第19条 この規程の所管部署は、監査室とする。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。